

民間賃貸住宅建設補助

リフォーム補助 補助金拡充

快適な賃貸住宅を確保し町内への定住と
居住促進を図ることを目的として、町内
にアパートやマンションなど民間賃貸住
宅（グループホーム、セーフティネット登
録住宅含む）を建設される方や、所有する
民間賃貸住宅をリフォームされる方に、
その費用の一部を補助します。

建設1棟につき

最大

6,000 万円
補助

※制度に興味のある方は、建設等の計画を進める6ヶ月以上前に、必ず住宅建築係まで相談してください。

補助対象要件

- 1棟4戸以上の新築する共同住宅で、1戸あたりの専用部分の床面積が19㎡～100㎡であること
- 敷地内に1戸あたり1台以上の専用駐車場、各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設置されていること
- 1棟当たり戸数の4分の1を超えて所有者又は当該所有者の2親等内の親族を入居させるものでないもの（法人が所有する場合にあっては、1棟あたり戸数の4分の1を超えて当該法人の役員又は従業員を入居させるものではないもの）

申請期限

工事着工の21日前まで

完成届

工事完成後7日以内

補助金額

※補助金額は全て千円未満切捨

[賃貸住宅建設]工事経費の2分の1以内

<補助上限額>町内業者施工1棟6,000万円

町外業者施工1棟3,000万円

[リフォーム工事]※町内業者が施工するものに限りです

①外装リフォーム

1棟あたり200万円以上の工事、経費の2分の1以内
上限100万円（増改築、外壁・屋根の修繕、塗装など）

②室内リフォーム

1室あたり30万円以上の工事、経費の2分の1以内
上限50万円（室内リフォーム全般）

詳細はホームページをご覧ください

月形町 賃貸住宅建設

検索

お問い合わせ

月形町役場 農林建設課 住宅建築係

TEL 0126-53-2322

kenchiku@town.tsukigata.hokkaido.jp